

回 答 書

令和 8 年 9 月 10 日 更新

項目	質問事項	回答
業務委託任期について	岡山市北区御津中学校区において、5年業務をさせていただき、コロナ禍とはいえ年々利用者の減少があり、経営的に無理な場合は、中途の3月31日でやめることは出来ますか。 県北では、GHの廃止があるように聞いております。	令和9年4月1日から令和14年3月31日までの指定期間を前提としております。なお、委託料については、各年度中の賃金水準又は物価水準の著しい変動により、市又は指定管理者が、指定管理者各年度の指定管理料が不相当と認めた場合は、指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができます。
金川病院のビル管理業務委託について	一昨年より、業務委託について、急に費用負担金が上がったり（最終的には修正が入りましたが）最後の委託期間が20ヶ月になったりしており、その上、建物や庭の清掃業務内容の範囲や、建物に付随する修理の際の一時相談窓口が不明確になって、相談が出来ない状況があり、是非契約の際には、負担金支払者として、内容にも参画させてほしいのですがいかがでしょう。	・併設の医療機関が締結するビル管理業務委託の契約内容については、併設の医療機関の運営者と岡山市で協議する予定です。適切な連絡体制を整備することや、契約先との契約内容を明示すること、請求内容の明細を示すことなどを検討しています。 ・清掃の範囲や建物に付随する修理については、まず当課にご相談ください。 ・清掃管理業務については、一部委託を行う場合は事前に申請を行うことで許可しております。委託する契約相手方の決定等は、指定管理者が行うこととなります。
自主事業について	デイサービスではなく、御津中学校区の住民のために行う自主事業に際し、施設使用の費用について減額もしくは無料にはならないのでしょうか。	自主事業の実施にあたり、指定管理者は、岡山市から事業内容の事前承認を受け、必要な使用許可手続をし、使用料若しくは利用料金またはその両方を納付する必要があります。ただし、使用料の減免措置を受ける場合は、行政財産使用料減免申請書を提出する必要があります。減免の可否については、実施主体、実施内容により都度判断となります。